

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 びわ支所
委 託 業 務 番 号	令和4年度長び第1号
委 託 業 務 名 称	浄化槽維持管理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市難波町505番地 リュートプラザ
業 務 の 概 要	<p>リュートプラザ浄化槽維持管理業務</p> <p>リュートプラザに設置の浄化槽(410人槽)の維持管理を実施する。  ・定期清掃(汚泥引抜き含む)20m<sup>3</sup>・技術管理48回・消毒薬剤12回  ・水質検査12回、二種調整薬剤12回</p>
履 行 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	2,019,600円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地又は住所] 滋賀県長浜市湯次町155番地</p> <p>[商号又は名称] 株式会社テックアシスト</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>浄化槽維持管理業務は、特殊技術を必要とし、浄化槽保守点検業登録業者で長浜市に指名登録があり、湖北広域行政事務センターの浄化槽汚泥収集運搬許可業者である当業者と一者随意契約を行う。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>